

保険医協会の共済制度ご紹介

◇グループ保険 (割安な保険料で大きな死亡保障を、相続対策としても)

普及期間は 1月～2月

- ① 自動更新で1年ごとに決算を行い、剰余金があれば還付金として返金します。
- ② 配偶者・お子様まで加入でき、家族ぐるみの保障が可能です。

◇保険医年金 (老後生活資金・いざという時の積立として)

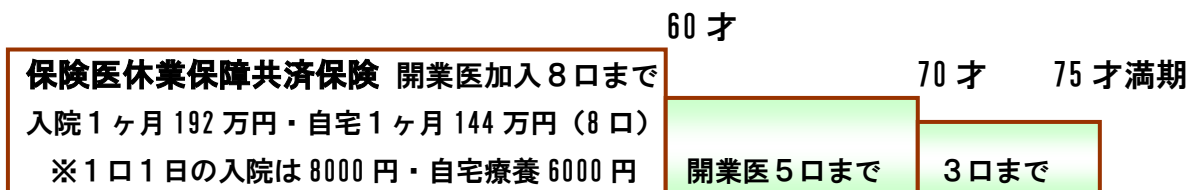
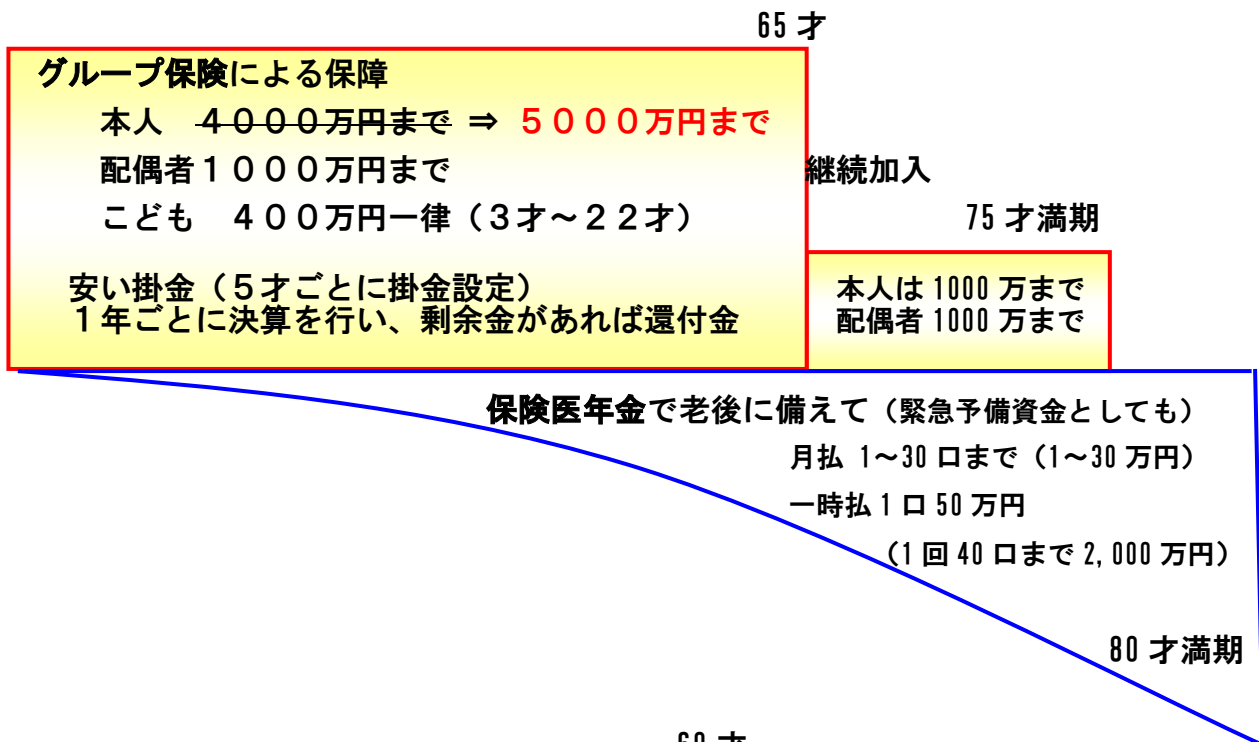
普及期間は 9月～10月 (4月～5月も加入お申込みいただけます)

- ① 積立金は予定利率で運用、毎年通知され、ご本人もしくは遺族受取人に全額お支払いします。
- ② 年金開始時期・受給方法は自由選択、掛金払込の中断・再開等「自在性」に富んでいます。
- ③ 年金受給開始後に、給付額が削減されたことはありません。

◇保険医休業保障共済保険 (傷病休業に備えて)

普及期間は 4月～5月

- ① 掛金の設定が低く、年齢上昇によって掛金が上がりません。
- ② 給付金額は口単位で決まっており、最高730日間の連続受給も可能です。
- ③ 同一疾病の繰り返し休業や、精神疾患による休業でも給付対象となります。



※ただし、勤務医の先生は加入3口まで

※70才以上開業医でも、一定条件を満たせば5口の継続加入が可能です

※ 各制度の詳細は、宮崎県保険医協会にパンフレットご請求いただきご覧ください